

兵庫県立大学学位規程第4条の規定により学位を得ようとするものの場合（課程博士）

事 項	取扱要領（事務手順） ※書類の様式については、学務課へお問い合わせください
1. 予備審査願提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 課程修了により博士の学位の授与を受けようとする者（以下「学位申請者」という）は、学位論文の提出に先立ち、次の書類を専攻長（学務課）に提出し、予備審査を経なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ① 博士学位論文の予備審査願（資料1-1 所定の様式） ② 論文内容の要旨（研究説明資料） ③ 履歴書（参考1 記載例参照） ④ 研究歴（参考2 記載例参照） ⑤ 論文リスト（参考3 記載例参照） ⑥ 博士学位論文にかかる共著論文等の使用承諾書（所定の様式）
2. 予備審査委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 予備審査願が提出された後、専攻長は当該専攻に予備審査委員会を設置し、代表委員及び委員の氏名を研究科長（学務課）へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 予備審査委員会委員の選定について（資料2-1 所定の様式）
3. 予備審査結果報告の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 代表委員は、次の書類を専攻長の確認のもと研究科長（学務課）に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 予備審査結果報告書及び博士学位論文審査候補者の推薦 (資料3-1 所定の様式) ⑨ 予備審査結果（資料3-2 所定の様式）（参考4 記載例参照） また、代表委員はその結果を学位申請者に報告する。
4. 学位論文審査願提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 予備審査の結果、論文内容が学位審査の請求に値する旨の通知を受けた学位申請者は、次の書類を代表委員の確認のもと研究科長（学務課）に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 学位申請書1通（資料5-1 所定の様式） ⑪ 論文目録（資料5-3 所定の様式） ⑫ 履歴書（資料5-4 所定の様式）
5. 研究科委員会・教授会	<ul style="list-style-type: none"> ● ⑧～⑫の書類が所定の期日までに研究科長（学務課）に提出された場合は、当該論文の審査にかかる委員を直近の研究科委員会・教授会で選定する。また、選定に先立ち研究科長は、「予備審査結果」を研究科委員会・教授会に提案する。
6. 学位論文公聴会	<ul style="list-style-type: none"> ● 主査は公聴会の開催日について決定し、公聴会開催の2週間前までに <ul style="list-style-type: none"> ⑬ 学位論文公聴会の開催について（資料6 所定の様式） を学務課に提出する。
7. 論文審査結果要旨の報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 主査は、研究科委員会・教授会開催の2週間前までに <ul style="list-style-type: none"> ⑭ 博士論文審査報告書（資料7 所定の様式） ⑮ 論文審査結果の要旨（資料8 所定の様式） を学務課に提出する。 なお、学位論文については、剽窃チェックソフトウェアを利用し、論文の独創性・新規性・引用等に関する確認を主査の責任のもと行うこと。
8. 研究科委員会・教授会 （学位授与の審査・議決）	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究科委員会・教授会における「学位授与の議決」は、研究科委員会・教授会を構成する教授の三分の二以上が出席し、投票により出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。
9. 学位審査結果報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位を授与できると議決したときは、研究科長は学長に学位審査報告をする。
10. 学位論文の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位申請者は、学位記授与式の2週間前までに論文1編（製本したもの）と論文の電子データ（USBに保存）および次の書類を学務課（学術情報館）に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ⑯ 兵庫県立大学機関リポジトリ登録申請・公開承諾書（所定の様式） ⑰ 公開承諾書（所定の様式）
11. 学位授与	